

現 行	修 正 案
<p data-bbox="309 544 920 596">兵 庫 県 地 域 防 災 計 画</p> <p data-bbox="367 678 862 722">( 原 子 力 等 防 災 計 画 )</p> <p data-bbox="465 777 763 820">令和<u>3</u>年<u>9</u>月修正</p> <p data-bbox="443 1262 786 1302">兵 庫 県 防 災 会 議</p>	<p data-bbox="1317 544 1915 596">兵 庫 県 地 域 防 災 計 画</p> <p data-bbox="1368 678 1861 722">( 原 子 力 等 防 災 計 画 )</p> <p data-bbox="1464 777 1762 820">令和<u>4</u>年<u>10</u>月修正</p> <p data-bbox="1442 1257 1785 1297">兵 庫 県 防 災 会 議</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																								
<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定義</p> <p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力施設</td> <td>原子炉等規制法に規定された原子力施設（精錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、対象原子力災害等の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">災害予防対策</th> <th style="text-align: center;">災害応急対策</th> <th style="text-align: center;">災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方環境事務所</td> <td></td> <td>1 緊急環境モニタリングの実施 2 緊急環境モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間の斡旋・調整</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">災害予防対策</th> <th style="text-align: center;">災害応急対策</th> <th style="text-align: center;">災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[追加]</td> <td></td> <td>[追加]</td> <td>[追加]</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（精錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	近畿地方環境事務所		1 緊急環境モニタリングの実施 2 緊急環境モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間の斡旋・調整		機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	[追加]		[追加]	[追加]	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定義</p> <p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力施設</td> <td>原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、対象原子力災害等の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">災害予防対策</th> <th style="text-align: center;">災害応急対策</th> <th style="text-align: center;">災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方環境事務所</td> <td></td> <td>1 緊急時モニタリングの実施 2 緊急時モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間の斡旋・調整</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">災害予防対策</th> <th style="text-align: center;">災害応急対策</th> <th style="text-align: center;">災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽天モバイル(株)</td> <td></td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	近畿地方環境事務所		1 緊急時モニタリングの実施 2 緊急時モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間の斡旋・調整		機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	楽天モバイル(株)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
用 語	意 味																																								
原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（精錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）																																								
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧																																						
近畿地方環境事務所		1 緊急環境モニタリングの実施 2 緊急環境モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間の斡旋・調整																																							
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧																																						
[追加]		[追加]	[追加]																																						
用 語	意 味																																								
原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）																																								
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧																																						
近畿地方環境事務所		1 緊急時モニタリングの実施 2 緊急時モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間の斡旋・調整																																							
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧																																						
楽天モバイル(株)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																						

原子力等防災計画

現 行				修 正 案			
第 6 指定地方公共機関				第 6 指定地方公共機関			
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
鉄道等輸送機関 (一財)神戸すま いまちづくり公社		1 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	鉄道等輸送機関 (一財)神戸住環 境整備公社		1 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧
第 3 節 兵庫県に係る原子力施設等の現状				第 3 節 兵庫県に係る原子力施設等の現状			
第 1 (略)				第 1 (略)			
第 2 内容				第 2 内容			
1 原子力施設				1 原子力施設			
(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況				(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況			
原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。				原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。			
○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況（令和 <u>3</u> 年8月現在）				○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況（令和 <u>4</u> 年8月現在）			
○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況（令和 <u>3</u> 年 <u>1</u> 月現在）				○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況（令和 <u>4</u> 年 <u>8</u> 月現在）			
○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置（令和 <u>3</u> 年 <u>1</u> 月現在）				○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置（令和 <u>4</u> 年 <u>8</u> 月現在）			
○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設（令和 <u>3</u> 年 <u>1</u> 月現在）				○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設（令和 <u>4</u> 年 <u>8</u> 月現在）			
2 (略)				2 (略)			
3 放射性物質を取扱施設				3 放射性物質を取扱施設			
(1) 兵庫県における立地状況				(1) 兵庫県における立地状況			
① 核燃料物質の使用許可を受けている施設				① 核燃料物質の使用許可を受けている施設			
原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は9施設となっている（原子力規制庁、 <u>R3.8.1</u> 現在）。				原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は9施設となっている（原子力規制庁、 <u>R4.7.1</u> 現在）。			
いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、				いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、			

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																																																																																																																												
<p>施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 放射性医薬品使用施設</p> <p>55 施設が所在している ((公社) 日本アイソトープ協会、<u>R2</u>年度。②の施設と重複あり。)</p> <p>(2) 過去の災害事例</p> <p>① (略)</p> <p>② その他の事故事例</p> <p>最近の全国の事故発生状況は次のとおりである (原子力規制委員会)。従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p> <p><b>【最近の事故の発生状況】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紛失・誤廃棄・盗取</td> <td><u>1</u></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td><u>24</u></td> </tr> <tr> <td>被ばく</td> <td><u>0</u></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>汚染・漏えい</td> <td><u>2</u></td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>0</u></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>3</u></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> <td><u>42</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計	紛失・誤廃棄・盗取	<u>1</u>	5	3	0	1	1	3	1	4	3	2	<u>24</u>	被ばく	<u>0</u>	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	汚染・漏えい	<u>2</u>	0	2	4	1	1	0	1	3	1	0	15	その他	<u>0</u>	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	計	<u>3</u>	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	<u>42</u>	<p>施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 放射性医薬品使用施設</p> <p>55 施設が所在している ((公社) 日本アイソトープ協会、<u>R3</u>年度。②の施設と重複あり。)</p> <p>(2) 過去の災害事例</p> <p>① (略)</p> <p>② その他の事故事例</p> <p>最近の全国の事故発生状況は次のとおりである (原子力規制委員会)。従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p> <p><b>【最近の事故の発生状況】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th><u>R3</u></th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紛失・誤廃棄・盗取</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td><u>0</u></td> <td><u>23</u></td> </tr> <tr> <td>被ばく</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td><u>0</u></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>汚染・漏えい</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td><u>2</u></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>0</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> <td><u>2</u></td> <td><u>41</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	<u>R3</u>	合計	紛失・誤廃棄・盗取	5	3	0	1	1	3	1	4	3	2	<u>0</u>	<u>23</u>	被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	<u>0</u>	2	汚染・漏えい	0	2	4	1	1	0	1	3	1	0	<u>2</u>	15	その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	<u>0</u>	1	計	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	<u>2</u>	<u>41</u>
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計																																																																																																																																																	
紛失・誤廃棄・盗取	<u>1</u>	5	3	0	1	1	3	1	4	3	2	<u>24</u>																																																																																																																																																	
被ばく	<u>0</u>	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2																																																																																																																																																	
汚染・漏えい	<u>2</u>	0	2	4	1	1	0	1	3	1	0	15																																																																																																																																																	
その他	<u>0</u>	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1																																																																																																																																																	
計	<u>3</u>	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	<u>42</u>																																																																																																																																																	
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	<u>R3</u>	合計																																																																																																																																																	
紛失・誤廃棄・盗取	5	3	0	1	1	3	1	4	3	2	<u>0</u>	<u>23</u>																																																																																																																																																	
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	<u>0</u>	2																																																																																																																																																	
汚染・漏えい	0	2	4	1	1	0	1	3	1	0	<u>2</u>	15																																																																																																																																																	
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	<u>0</u>	1																																																																																																																																																	
計	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	<u>2</u>	<u>41</u>																																																																																																																																																	

原子力等防災計画

現 行	修 正 案														
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>〔実施機関：指定地方行政機関、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県警察本部</u>、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制</p> <p>県は、対象原子力災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努めることとする。</p> <p>(1) 24時間監視・即応体制の確立</p> <p>県は、災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における職員の当直（日直・宿直）体制を実施することとする。</p> <p>防災監は、当直職員を指揮する防災責任者を指定することとする。</p> <p>また、災害緊急事態に備え、指定要員及び業務要員（災害待機宿舎に入居する要員）による待機体制を実施することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">要員の種類</th> <th style="width: 90%;">職 務 内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">指定要員</td> <td>                     防災担当 指定要員                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・<u>防災企画局</u>、<u>災害対策局</u>の職員から防災監が指定する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>                     部局指定要員                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害対策要員等への連絡手段の確保</p> <p>県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。</p> <p>○災害時優先携帯電話携行者</p> <p style="padding-left: 20px;">防災担当指定要員（<u>防災企画局長</u>、<u>災害対策局長</u> 等）</p>	要員の種類	職 務 内 容 等	指定要員	防災担当 指定要員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・<u>防災企画局</u>、<u>災害対策局</u>の職員から防災監が指定する。</li> </ul>	部局指定要員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。</li> </ul>	業務要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。</li> </ul>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>〔実施機関：指定地方行政機関、<u>県危機管理部</u>、<u>県警察本部</u>、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制</p> <p>県は、対象原子力災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努めることとする。</p> <p>(1) 24時間監視・即応体制の確立</p> <p>県は、災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における職員の当直（日直・宿直）体制を実施することとする。</p> <p>防災監は、当直職員を指揮する防災責任者を指定することとする。</p> <p>また、災害緊急事態に備え、指定要員及び業務要員（災害待機宿舎に入居する要員）による待機体制を実施することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">要員の種類</th> <th style="width: 90%;">職 務 内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">指定要員</td> <td>                     防災担当 指定要員                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・<u>危機管理部</u>の職員から防災監が指定する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>                     部局指定要員                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害対策要員等への連絡手段の確保</p> <p>県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。</p> <p>○災害時優先携帯電話携行者</p> <p style="padding-left: 20px;">防災担当指定要員（<u>危機管理部次長</u> 等）</p>	要員の種類	職 務 内 容 等	指定要員	防災担当 指定要員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・<u>危機管理部</u>の職員から防災監が指定する。</li> </ul>	部局指定要員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。</li> </ul>	業務要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。</li> </ul>
要員の種類	職 務 内 容 等														
指定要員	防災担当 指定要員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・<u>防災企画局</u>、<u>災害対策局</u>の職員から防災監が指定する。</li> </ul>														
	部局指定要員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。</li> </ul>														
業務要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。</li> </ul>														
要員の種類	職 務 内 容 等														
指定要員	防災担当 指定要員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・<u>危機管理部</u>の職員から防災監が指定する。</li> </ul>														
	部局指定要員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。</li> <li>・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。</li> </ul>														
業務要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。</li> </ul>														

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																				
<p>○携帯電話等携行者  <u>防災企画局員、災害対策局員</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 災害時の協定を通じた連携</p> <p>県及び市町は、災害時に関西広域連合等の締結している災害時の相互応援協定等を活用できるよう、平時から協定締結先との連携に努めることとする。            [参考：関西広域連合と民間事業者との協定]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定締結日</th> <th>協定元</th> <th>協定先</th> <th>協定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[追加]</td> <td>[追加]</td> <td>[追加]</td> <td>[追加]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 研修・訓練の実施            [実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町]</p> <p>第3節 情報の収集・連絡体制の整備            [実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関係機関との通信手段</p> <p>県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、国、近隣府県、市町等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努めることとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>消防防災無線等</td> <td>マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。            県（災害対策課・消防__課）－ 消防庁（消防防災無線）            県（災害対策課）－ 内閣府（中央防災無線）            県（警察本部）－ 警察庁（警察無線）</td> </tr> </table>	協定締結日	協定元	協定先	協定内容	[追加]	[追加]	[追加]	[追加]	消防防災無線等	マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。 県（災害対策課・消防__課）－ 消防庁（消防防災無線） 県（災害対策課）－ 内閣府（中央防災無線） 県（警察本部）－ 警察庁（警察無線）	<p>○携帯電話等携行者  <u>危機管理部職員</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 災害時の協定を通じた連携</p> <p>県及び市町は、災害時に関西広域連合等の締結している災害時の相互応援協定等を活用できるよう、平時から協定締結先との連携に努めることとする。            [参考：関西広域連合と民間事業者との協定]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定締結日</th> <th>協定元</th> <th>協定先</th> <th>協定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年3月24日</td> <td>関西広域連合</td> <td>近畿地区連合獣医師会</td> <td>災害時における愛玩動物への救護活動等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 研修・訓練の実施            [実施機関：県危機管理部、市町]</p> <p>第3節 情報の収集・連絡体制の整備            [実施機関：県危機管理部、市町]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関係機関との通信手段</p> <p>県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、国、近隣府県、市町等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努めることとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>消防防災無線等</td> <td>マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。            県（災害対策課・消防保安課）－ 消防庁（消防防災無線）            県（災害対策課）－ 内閣府（中央防災無線）            県（警察本部）－ 警察庁（警察無線）</td> </tr> </table>	協定締結日	協定元	協定先	協定内容	令和4年3月24日	関西広域連合	近畿地区連合獣医師会	災害時における愛玩動物への救護活動等	消防防災無線等	マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。 県（災害対策課・消防保安課）－ 消防庁（消防防災無線） 県（災害対策課）－ 内閣府（中央防災無線） 県（警察本部）－ 警察庁（警察無線）
協定締結日	協定元	協定先	協定内容																		
[追加]	[追加]	[追加]	[追加]																		
消防防災無線等	マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。 県（災害対策課・消防__課）－ 消防庁（消防防災無線） 県（災害対策課）－ 内閣府（中央防災無線） 県（警察本部）－ 警察庁（警察無線）																				
協定締結日	協定元	協定先	協定内容																		
令和4年3月24日	関西広域連合	近畿地区連合獣医師会	災害時における愛玩動物への救護活動等																		
消防防災無線等	マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。 県（災害対策課・消防保安課）－ 消防庁（消防防災無線） 県（災害対策課）－ 内閣府（中央防災無線） 県（警察本部）－ 警察庁（警察無線）																				

原子力等防災計画

現 行	修 正 案				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="129 256 376 627">通信事業者回線等</td> <td data-bbox="376 256 1046 627">                     ① 災害時優先電話                      災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。                      ② 自衛隊とのホットライン                      陸上自衛隊第3師団（伊丹）、第3特科隊（姫路）、海上自衛隊阪神基地隊（神戸市東灘区）との間に手回し発電式電話を設置する。                      ③ 警察電話                      県庁内に設置されている警察電話（災害対策課、消防____課、災害対策本部室等）を緊急時に活用する。                      ④ 非常通信                      近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。                 </td> </tr> </table>	通信事業者回線等	① 災害時優先電話 災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。 ② 自衛隊とのホットライン 陸上自衛隊第3師団（伊丹）、第3特科隊（姫路）、海上自衛隊阪神基地隊（神戸市東灘区）との間に手回し発電式電話を設置する。 ③ 警察電話 県庁内に設置されている警察電話（災害対策課、消防____課、災害対策本部室等）を緊急時に活用する。 ④ 非常通信 近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 256 1404 627">通信事業者回線等</td> <td data-bbox="1404 256 2089 627">                     ① 災害時優先電話                      災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。                      ② 自衛隊とのホットライン                      陸上自衛隊第3師団（伊丹）、第3特科隊（姫路）、海上自衛隊阪神基地隊（神戸市東灘区）との間に手回し発電式電話を設置する。                      ③ 警察電話                      県庁内に設置されている警察電話（災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等）を緊急時に活用する。                      ④ 非常通信                      近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。                 </td> </tr> </table>	通信事業者回線等	① 災害時優先電話 災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。 ② 自衛隊とのホットライン 陸上自衛隊第3師団（伊丹）、第3特科隊（姫路）、海上自衛隊阪神基地隊（神戸市東灘区）との間に手回し発電式電話を設置する。 ③ 警察電話 県庁内に設置されている警察電話（災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等）を緊急時に活用する。 ④ 非常通信 近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。
通信事業者回線等	① 災害時優先電話 災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。 ② 自衛隊とのホットライン 陸上自衛隊第3師団（伊丹）、第3特科隊（姫路）、海上自衛隊阪神基地隊（神戸市東灘区）との間に手回し発電式電話を設置する。 ③ 警察電話 県庁内に設置されている警察電話（災害対策課、消防____課、災害対策本部室等）を緊急時に活用する。 ④ 非常通信 近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。				
通信事業者回線等	① 災害時優先電話 災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。 ② 自衛隊とのホットライン 陸上自衛隊第3師団（伊丹）、第3特科隊（姫路）、海上自衛隊阪神基地隊（神戸市東灘区）との間に手回し発電式電話を設置する。 ③ 警察電話 県庁内に設置されている警察電話（災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等）を緊急時に活用する。 ④ 非常通信 近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。				
<p><b>第4節 災害広報体制の整備</b>                      [実施機関：<u>県企画県民部</u>、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>市町</u>]</p> <p><b>第5節 モニタリング等体制の整備</b>                      [実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県農政環境部環境管理局</u>]</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 内容</b></p> <p><b>1 モニタリングによる監視の実施等</b></p> <p>(1) 平常時のモニタリング</p> <p>県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から環境放射線のモニタリングを実施することとする。</p> <p>また、防護対策の基準となる空間放射線量率については、モニタリングポストにより常時監視することとする。</p> <p><b>【環境放射能水準調査実施計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空間放射線量率（通年連続）</li> <li>・降下物（年12回）</li> </ul>	<p><b>第4節 災害広報体制の整備</b>                      [実施機関：<u>県総務部</u>、<u>県危機管理部</u>、<u>市町</u>]</p> <p><b>第5節 モニタリング等体制の整備</b>                      [実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県環境部</u>]</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 内容</b></p> <p><b>1 モニタリングによる監視の実施等</b></p> <p>(1) 平常時のモニタリング</p> <p>県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から環境放射線のモニタリングを実施することとする。</p> <p>また、防護対策の基準となる空間放射線量率については、モニタリングポストにより常時監視することとする。</p> <p><b>【環境放射能水準調査実施計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空間放射線量率（通年連続）</li> <li>・降下物（年12回）</li> </ul>				

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																
<p>・大気浮遊じん（年4回）</p> <p>・<u>上水</u>、<u>土壌</u>、<u>精米</u>、<u>野菜類</u>、<u>牛乳</u>、<u>魚類</u>（年1回）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 食品の放射性物質簡易検査体制の整備</p> <p>県は、上記放射能水準調査により実施する項目以外の食品の放射性物質による汚染を検査するため、各健康福祉事務所及び県立健康<u>生活</u>科学研究所に簡易測定機器（ベクレルモニター）を整備することとする。</p> <p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>〔実施機関：<u>企画県民部</u>管理局、<u>防災企画局</u>、<u>災害対策局</u>、<u>健康福祉部</u>社会福祉局、<u>健康福祉部</u>障害福祉局、<u>健康福祉部</u>少子高齢局、<u>健康福祉部</u>健康局、病院局、<u>県教育委員会</u>、<u>県警察本部</u>、<u>自衛隊</u>、<u>市町</u>、<u>消防機関</u>、<u>医療機関</u>、<u>指定公共機関</u>〕</p> <p>第1 趣旨（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。</p> <p>【消防本部・<u>県消防</u>____<u>航空隊</u>が保有している資機材】（令和<u>3</u>年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 25%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td style="text-align: center;">235</td> <td>放射線測定器（空間線量計）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td>電離箱式</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td style="text-align: center;">878</td> <td>GM計数管式</td> <td style="text-align: center;">187</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定可能なもの</td> <td style="text-align: center;">(39)</td> <td>シンチレーション式</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	数 量	種 類	数 量	放射線防護服	235	放射線測定器（空間線量計）		放射性ヨウ素対応吸収缶	370	電離箱式	30	ポケット線量計	878	GM計数管式	187	中性子線測定可能なもの	(39)	シンチレーション式	3			中性子線用	12	<p>・大気浮遊じん（年4回）</p> <p>・<u>水道水</u>、<u>土壌</u>、<u>精米</u>、<u>野菜類</u>、<u>牛乳</u>、<u>魚類</u>（年1回）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 食品の放射性物質簡易検査体制の整備</p> <p>県は、上記放射能水準調査により実施する項目以外の食品の放射性物質による汚染を検査するため、各健康福祉事務所及び県立健康<u>(削除)</u>科学研究所に簡易測定機器（ベクレルモニター）を整備することとする。</p> <p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>〔実施機関：<u>県総務部</u>職員局、<u>県危機管理部</u>、<u>県福祉部</u>、<u>県保健医療部</u>、病院局、<u>県教育委員会</u>、<u>県警察本部</u>、<u>自衛隊</u>、<u>市町</u>、<u>消防機関</u>、<u>医療機関</u>、<u>指定公共機関</u>〕</p> <p>第1 趣旨（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。</p> <p>【消防本部・<u>県消防</u><u>防災航空隊</u>が保有している資機材】（令和<u>4</u>年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 25%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td style="text-align: center;">95</td> <td>放射線測定器（空間線量計）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td style="text-align: center;">721</td> <td>電離箱式</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td style="text-align: center;">902</td> <td>GM計数管式</td> <td style="text-align: center;">191</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定可能なもの</td> <td style="text-align: center;">(34)</td> <td>シンチレーション式</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	数 量	種 類	数 量	放射線防護服	95	放射線測定器（空間線量計）		放射性ヨウ素対応吸収缶	721	電離箱式	32	ポケット線量計	902	GM計数管式	191	中性子線測定可能なもの	(34)	シンチレーション式	4			中性子線用	7
種 類	数 量	種 類	数 量																																														
放射線防護服	235	放射線測定器（空間線量計）																																															
放射性ヨウ素対応吸収缶	370	電離箱式	30																																														
ポケット線量計	878	GM計数管式	187																																														
中性子線測定可能なもの	(39)	シンチレーション式	3																																														
		中性子線用	12																																														
種 類	数 量	種 類	数 量																																														
放射線防護服	95	放射線測定器（空間線量計）																																															
放射性ヨウ素対応吸収缶	721	電離箱式	32																																														
ポケット線量計	902	GM計数管式	191																																														
中性子線測定可能なもの	(34)	シンチレーション式	4																																														
		中性子線用	7																																														

原子力等防災計画

現 行				修 正 案			
【県が保有している資機材】（令和3年4月1日現在）				【県が保有している資機材】（令和4年4月1日現在）			
種 類	数量	種 類	数量	種 類	数量	種 類	数量
放射線防護服	0	放射線測定器（空間線量計）		放射線防護服	0	放射線測定器（空間線量計）	
放射性ヨウ素対応吸収缶	0	電離箱式	3	放射性ヨウ素対応吸収缶	0	電離箱式	3
ポケット線量計	10	GM計数管式	2	ポケット線量計	0	GM計数管式	0
3～4（略）				3～4（略）			
5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備				5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備			
(1) 資機材の整備				(1) 資機材の整備			
<p>県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。</p>				<p>県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。</p>			
【消防本部・県消防__航空隊が保有している資機材】（令和3年4月1日現在）				【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】（令和4年4月1日現在）			
種 類	数量	種 類	数量	種 類	数量	種 類	数量
被除染者用簡易衣服	434	表面汚染検査計		被除染者用簡易衣服	483	表面汚染検査計	
除染剤散布器	33	GM計数管式	99	除染剤散布器	36	GM計数管式	104
除染シャワー	33	シンチレーション式	13	除染シャワー	27	シンチレーション式	2
【県が保有している資機材】（令和3年4月1日現在）				【県が保有している資機材】（令和4年4月1日現在）			
種 類	数量			県では保有していない。			
GM計数管式表面汚染検査計	1						
※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。				※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。			
第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備				第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備			
〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町〕				〔実施機関：県危機管理部、市町〕			
第1 趣旨（略）				第1 趣旨（略）			
第2 内容				第2 内容			
1 想定される広域避難				1 想定される広域避難			
<p>県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と言う。）に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p>				<p>県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と言う。）に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p>			

原子力等防災計画

現 行

表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング

(令和3年4月1日現在、単位：人)

避難元府県	避難元市町	対象人口	地域	市町
福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	28,814	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、 神河町
			但馬	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
	高浜町	10,132	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町
	おおい町	8,143	阪神北	伊丹市、川西市
	若狭町	14,338	北播磨	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
			丹波	丹波篠山市、丹波市
小 計	61,427			
京都府 5市2町	福知山市	426	西播磨	上郡町
	舞鶴市*	64,139	神戸市	
			阪神南	尼崎市、西宮市
			淡路	淡路市
	綾部市	7,717	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、太子町、佐用町
	宮津市	17,185	東播磨	明石市、加古川市、高砂市
	南丹市	3,351	淡路	洲本市、南あわじ市
	京丹波町	2,740	阪神南	芦屋市
	伊根町	1,370	東播磨	稲美町、播磨町
小 計	96,928			
合 計	158,355			

修 正 案

表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング

(令和4年4月1日現在、単位：人)

避難元府県	避難元市町	対象人口	地域	市町
福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	28,428	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、 神河町
			但馬	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
	高浜町	9,934	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町
	おおい町	8,040	阪神北	伊丹市、川西市
	若狭町	13,980	北播磨	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
			丹波	丹波篠山市、丹波市
小 計	60,382			
京都府 5市2町	福知山市	410	西播磨	上郡町
	舞鶴市*	63,046	神戸市	
			阪神南	尼崎市、西宮市
			淡路	淡路市
	綾部市	7,557	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、太子町、佐用町
	宮津市	16,944	東播磨	明石市、加古川市、高砂市
	南丹市	3,304	淡路	洲本市、南あわじ市
	京丹波町	2,641	阪神南	芦屋市
	伊根町	1,344	東播磨	稲美町、播磨町
小 計	95,246			
合 計	155,628			

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>※ <u>舞鶴市の一部は徳島県への避難を想定している。</u></p> <p><b>第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発</b>            [実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県教育委員会、市町</u>]</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 内容</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 専門的情報の提供</b></p> <p>県及び市町は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努めることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>放射線による健康被害等に関する情報</b>            環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」  <a href="http://www.env.go.jp/chemi/rhm/r1kisoshiryo.html">http://www.env.go.jp/chemi/rhm/r1kisoshiryo.html</a></p>	<p><u>[削除]</u></p> <p><b>第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発</b>            [実施機関：<u>県危機管理部、県教育委員会、市町</u>]</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 内容</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 専門的情報の提供</b></p> <p>県及び市町は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努めることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>放射線による健康被害等に関する情報</b>            環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」  <a href="http://www.env.go.jp/chemi/rhm/r3kisoshiryo.html">http://www.env.go.jp/chemi/rhm/r3kisoshiryo.html</a></p>

原子力等防災計画

現 行				修 正 案			
<b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第1章 基本方針</b> 1 計画の目的（略） 2 対応方針 （1）原子力施設における事故等への対応 <b>【緊急事態区分と主な対応】</b>				<b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第1章 基本方針</b> 1 計画の目的（略） 2 対応方針 （1）原子力施設における事故等への対応 <b>【緊急事態区分と主な対応】</b>			
区分	警戒事態 EAL (AL) ※1	施設敷地緊急事態 EAL (SE) ※1	全面緊急事態 EAL (GE) ※1	区分	警戒事態 EAL (AL) ※1	施設敷地緊急事態 EAL (SE) ※1	全面緊急事態 EAL (GE) ※1
基準例	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地震（所在市町村で震度6弱以上）</li> <li>所在市町村沿岸を含む津波予報区において大津波警報の発令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流電源喪失</li> <li>施設境界付近で基準値（5 μSv/h）を超える放射線量を観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷却機能喪失</li> <li>施設境界付近で基準値（5 μSv/h（2地点以上又は10分間以上継続））を超える放射線量を観測</li> </ul>	基準例	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地震（所在市町村で震度6弱以上）</li> <li>所在市町村沿岸を含む津波予報区において大津波警報の発令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流電源喪失</li> <li>施設境界付近で基準値（5 μSv/h）を超える放射線量を観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷却機能喪失</li> <li>施設境界付近で基準値（5 μSv/h（2地点以上又は10分間以上継続））を超える放射線量を観測</li> </ul>
事態の状況	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれの発生	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生（原災法10条）	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象の発生（原災法15条）	事態の状況	住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれの発生	住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生（原災法10条）	原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象の発生（原災法15条）
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者※2の避難等の防護措置の準備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者は避難開始、または屋内退避を実施し、その他の住民は避難準備を開始するとともに、安定ヨウ素剤の服用準備を実施</li> <li>UPZ内において、屋内退避の準備を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PAZ内において、住民の避難開始及び安定ヨウ素剤の服用を実施</li> <li>UPZ内において、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZと同様の予防的防護措置を実施</li> </ul>	措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者※2の避難等の予防的防護措置の準備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者は避難開始、または屋内退避を実施し、その他の住民は避難準備を開始するとともに、安定ヨウ素剤の服用準備を実施</li> <li>UPZ内において、屋内退避の準備を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PAZ内において、住民の避難等の予防的防護措置を実施</li> <li>UPZ内において、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZと同様の予防的防護措置を実施</li> </ul>
国の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置</li> <li>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部の設置</li> <li>現地事故対策連絡会議の開催</li> <li>緊急時モニタリングセンターの立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出</li> <li>原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置</li> <li>国・関係府県・市町等の災害対策本部からなる原子力災害合同対策協議会を開催</li> </ul>	国の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置</li> <li>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部の設置</li> <li>現地事故対策連絡会議の開催</li> <li>緊急時モニタリングセンターの立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出</li> <li>原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置</li> <li>国・関係府県・市町等の災害対策本部からなる原子力災害合同対策協議会を開催</li> </ul>
<b>第2章 迅速な応急活動体制の確立</b> <b>第1節 組織の設置</b> 〔実施機関：指定地方行政機関、県企画県民部災害対策局、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕				<b>第2章 迅速な応急活動体制の確立</b> <b>第1節 組織の設置</b> 〔実施機関：指定地方行政機関、県危機管理部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕			
第1 （略）				第1 （略）			

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① (略)</p> <p>② 伝達方法</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>&lt;災害対策本部事務局&gt; &lt;災害対策地方本部事務局&gt;</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① (略)</p> <p>② 伝達方法</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>&lt;災害対策本部事務局&gt; &lt;災害対策地方本部事務局&gt;</p>

原子力等防災計画

現 行

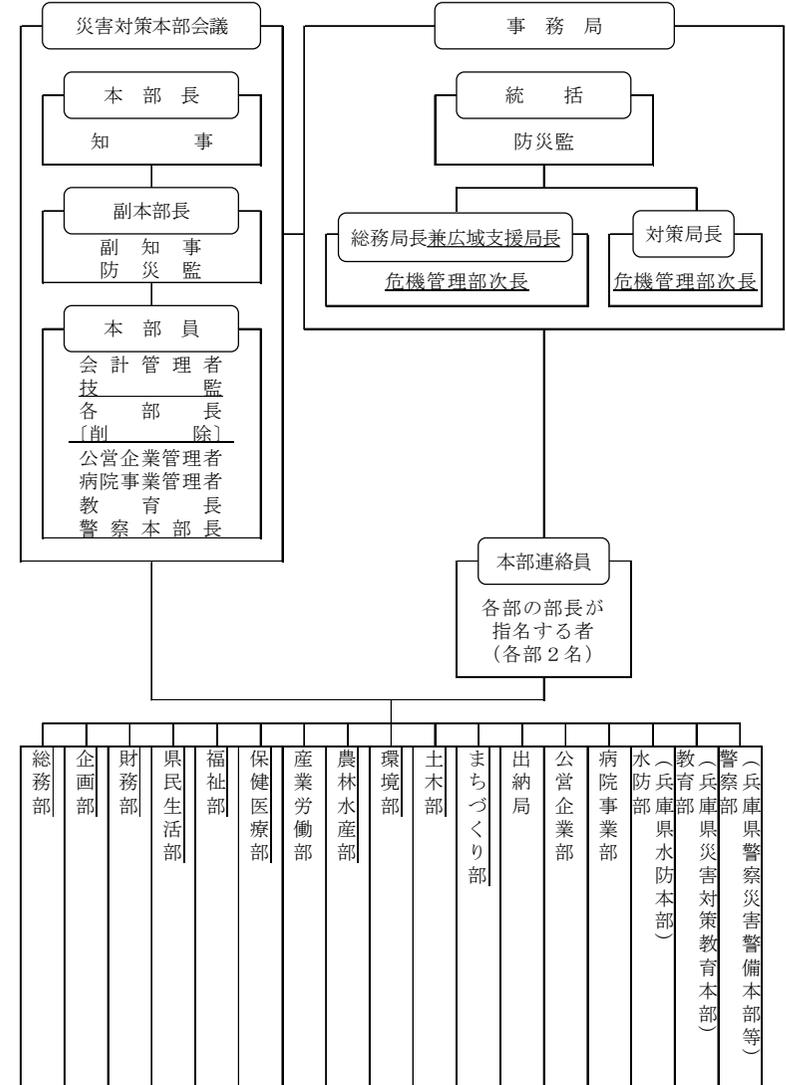
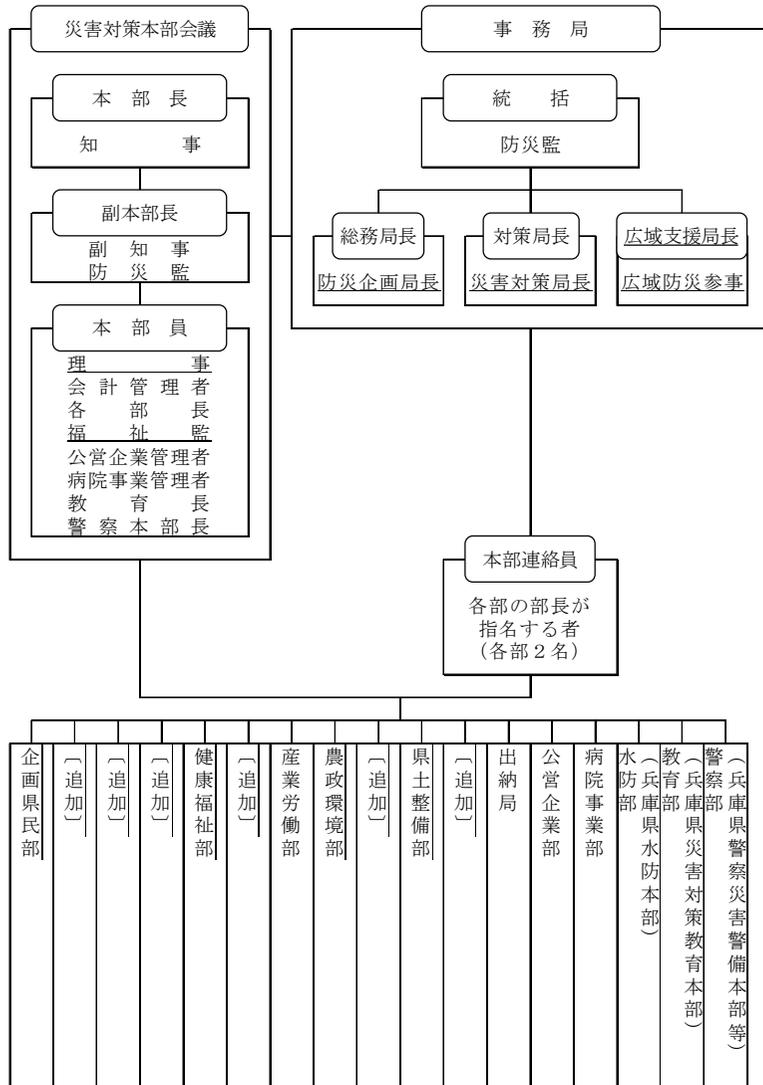
修 正 案

(2)～(5) (略)

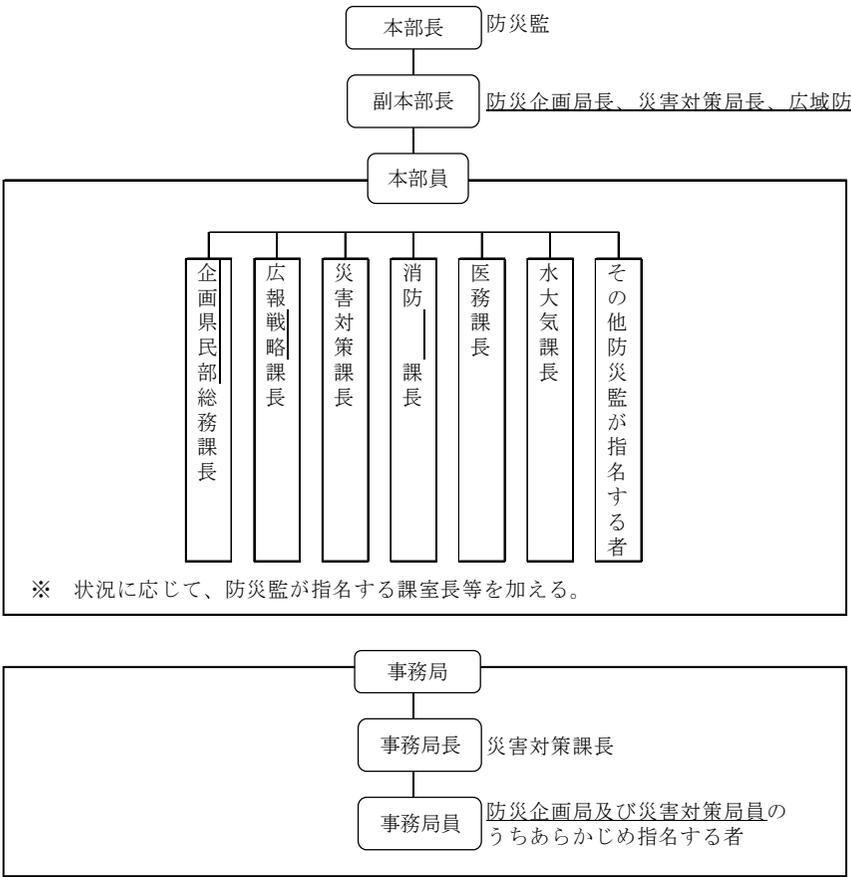
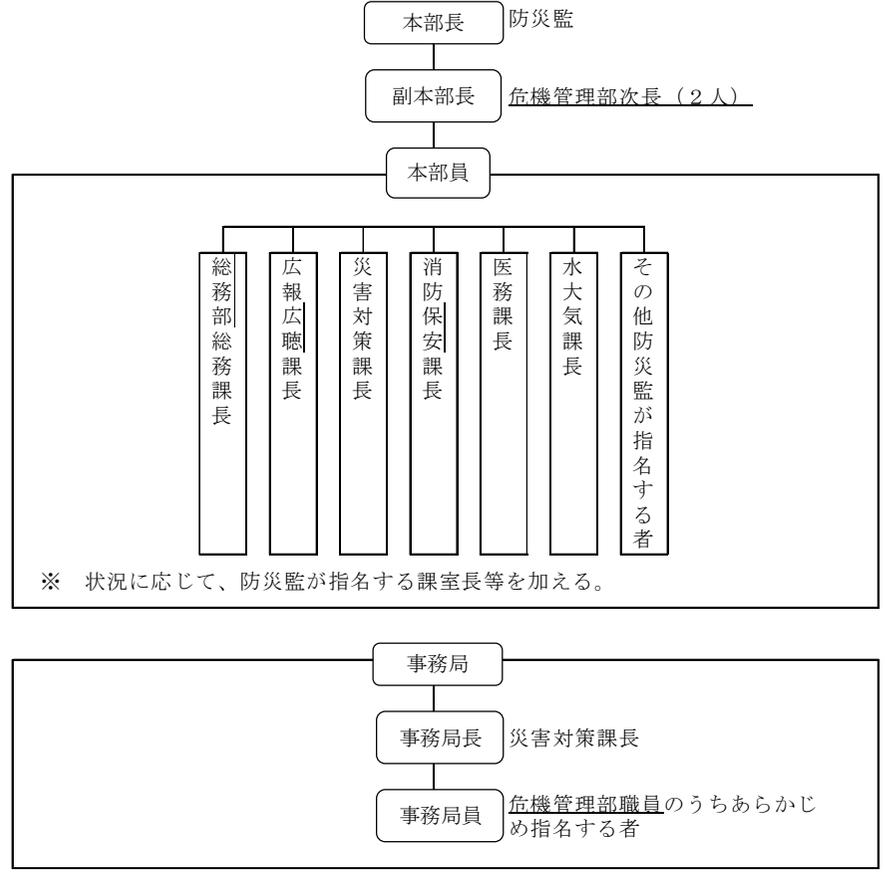
(2)～(5) (略)

別図 第1 災害対策本部組織図

別図 第1 災害対策本部組織図



原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>別図 第2 (略) 別図 第3 警戒本部組織図</p>  <p>※ 状況に応じて、防災監が指名する課室長等を加える。</p>	<p>別図 第2 (略) 別図 第3 警戒本部組織図</p>  <p>※ 状況に応じて、防災監が指名する課室長等を加える。</p>
<p>第2節 動員の実施 〔実施機関：指定地方行政機関、<u>県企画県民部災害対策局</u>、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第2節 動員の実施 〔実施機関：指定地方行政機関、<u>県危機管理部</u>、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕</p> <p>第1 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																										
<p><b>第2 内容</b></p> <p><b>1 県の動員体制</b></p> <p>(1) <b>本庁の動員体制</b></p> <p>本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。</p> <p>① 災害対策本部又は災害警戒本部が未設置で、以下の場合</p> <p>ア 県外において原子力災害等が発生し、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受領したとき。</p> <p>イ 放射性物質の運搬に係る事故が発生したとき。</p> <p>ウ 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質発見の通報を受領したとき。</p>	<p><b>第2 内容</b></p> <p><b>1 県の動員体制</b></p> <p>(1) <b>本庁の動員体制</b></p> <p>本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。</p> <p>① 災害対策本部又は災害警戒本部が未設置で、以下の場合</p> <p>ア 県外において原子力災害等が発生し、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受領したとき。</p> <p>イ 放射性物質の運搬に係る事故が発生したとき。</p> <p>ウ 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質発見の通報を受領したとき。</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の状況</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに情報収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、原子力災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>防災担当指定要員及び防災企画局、災害対策局のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>部局指定要員</td> <td>部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td>業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>局長、課室長等</td> <td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の状況	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、原子力災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画局、災害対策局のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の状況</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに情報収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、原子力災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>防災担当指定要員及び危機管理部のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>部局指定要員</td> <td>部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td>業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>局長、課室長等</td> <td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の状況	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、原子力災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理部のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。
災害の状況	配 備 体 制																																										
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																										
●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。																																									
	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、原子力災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。																																									
	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画局、災害対策局のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																									
	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。																																									
	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																									
	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。																																									
	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。																																									
災害の状況	配 備 体 制																																										
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																										
●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。																																									
	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、原子力災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。																																									
	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理部のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																									
	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。																																									
	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																									
	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。																																									
	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。																																									

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長（防災監）、副本部長（<u>防災企画局長・災害対策局長</u>）、事務局長（災害対策課長）、警戒本部員、<u>防災企画局・災害対策局</u>その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策本部員、本部連絡員、<u>防災企画局・災害対策局</u>のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、災害対策本部長（知事）が決定することとする。</p> <p><b>第3節 情報の収集・伝達</b>  <b>第1款 災害情報の収集・伝達</b>            〔実施機関：指定地方行政機関、<u>県企画県民部災害対策局</u>、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕</p> <p>第1 （略）            第2 内容            1～3 （略）            4 支援要請</p> <p>県、市町は、大規模な被害により応急活動を実施することが困難になったときは、速やかに関係機関に支援を要請することとする。</p>	<p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長（防災監）、副本部長（<u>危機管理部次長</u>）、事務局長（災害対策課長）、警戒本部員、<u>危機管理部</u>その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策本部員、本部連絡員、<u>危機管理部</u>のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、災害対策本部長（知事）が決定することとする。</p> <p><b>第3節 情報の収集・伝達</b>  <b>第1款 災害情報の収集・伝達</b>            〔実施機関：指定地方行政機関、<u>県危機管理部</u>、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕</p> <p>第1 （略）            第2 内容            1～3 （略）            4 支援要請</p> <p>県、市町は、大規模な被害により応急活動を実施することが困難になったときは、速やかに関係機関に支援を要請することとする。</p>

原子力等防災計画

現 行			修 正 案					
○ 市町からの主な緊急対策支援要請								
部	要請事項	支 援 要 請 系 統						
災害対策本部 事務局	報道要請	神戸新聞社	←	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町				
		朝日新聞社	←					
		読売新聞社	←					
		毎日新聞	←					
		産経新聞	←					
		日本経済新聞社	←					
		日刊工業新聞社	←					
		時事通信社	←					
		共同通信社	←					
		日本工業新聞社	←					
	消防・救急応援	消防庁	←	事務局 ← 消防本部				
	ヘリの出動	神戸市	←	事務局 ← 市町				
		消防庁（他都道府県）	←					
		自衛隊	←					
		海上保安本部	←					
健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所	←	健康増進課				
		県内市町	←					
		近隣府県	←	健康福祉事務所 ← 市町				
		全国都道府県（厚生労働省）	←	各保健所設置市				
医療関係者の派遣	患者受入医療機関の あっせん	全国都道府県（厚生労働省）	←					
		日本赤十字兵庫県支部	←	災害拠点病院				
		医師会	←	↓	地域医療情報センター			
		歯科医師会	←	↑	各医療機関			
		市町立病院	←	↑	市町			
		国立病院等※	←	近畿厚生局				
		県立病院	←	病院局				
		県内医療機関	←	災害医療センター				
		薬剤師会	←	薬務課				
		厚生労働省	←	医務課 ← 地域医療情報センター				
		↓	災害拠点病院					
		↑	健康福祉事務所 各保健所設置市					
		↑	各医療機関					
		↑	県内医療機関 ← 災害医療センター					
○ 市町からの主な緊急対策支援要請								
部	要請事項	支 援 要 請 系 統						
災害対策本部 事務局	報道要請	神戸新聞社	←	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町				
		朝日新聞社	←					
		読売新聞社	←					
		毎日新聞	←					
		産経新聞	←					
		日本経済新聞社	←					
		日刊工業新聞社	←					
		時事通信社	←					
		共同通信社	←					
		日本工業新聞社	←					
			消防・救急応援	消防庁	←	事務局 ← 消防本部		
	ヘリの出動	神戸市	←	事務局 ← 市町				
		消防庁（他都道府県）	←					
		自衛隊	←					
		海上保安本部	←					
保健医療部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所	←	健康増進課				
		県内市町	←					
		近隣府県	←	健康福祉事務所 ← 市町				
		全国都道府県（厚生労働省）	←	各保健所設置市				
		医療関係者の派遣	患者受入医療機関の あっせん	全国都道府県（厚生労働省）	←			
				日本赤十字兵庫県支部	←	災害拠点病院		
				医師会	←	↓	地域医療情報センター	
				歯科医師会	←	↑	各医療機関	
				市町立病院	←	↑	市町	
				国立病院等※	←	近畿厚生局		
				県立病院	←	病院局		
県内医療機関	←			災害医療センター				
薬剤師会	←			薬務課				
厚生労働省	←			医務課 ← 地域医療情報センター				
		↓	災害拠点病院					
		↑	健康福祉事務所 各保健所設置市					
		↑	各医療機関					
		↑	県内医療機関 ← 災害医療センター					

原子力等防災計画

現 行		修 正 案	
部	要請事項	支援要請系統	
健康福祉部	ヘリによる患者搬送	神戸市 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←	
	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 ← 各医療機関 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関	
	ライフラインの優先復旧(医療機関関係)	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関 水道事業者 ← 企業庁水道課(生活衛生課) ← 関西電力 ← 大阪ガス ← (一社)兵庫県エルビエガス協会 ←	
企業庁	飲料水の供給	隣接市町 ← 水道課 ← ブロック代表団体 厚生労働省 ← (健康福祉部) 生活衛生課 他府県 ← 各市町・事務組合 日本水道協会 ← 広域水道事業者 自衛隊 ← 災害対策本部事務局 海上保安本部 ←	
	給水車の派遣	同上	
	水道復旧工事に関する人材派遣	同上	
	医療用水の確保	水道事業者 ← 水道課 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関 (健康福祉部生活衛生課)	
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町	
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部	
	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	
	他府県警察ヘリの派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署	
保健医療部	ヘリによる患者搬送	神戸市 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←	
	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 ← 各医療機関 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関	
	ライフラインの優先復旧(医療機関関係)	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関 水道事業者 ← 企業庁水道課(生活衛生課) ← 関西電力 ← 大阪ガス ← (一社)兵庫県エルビエガス協会 ←	
企業庁	飲料水の供給	隣接市町 ← 水道課 ← ブロック代表団体 厚生労働省 ← (健康福祉部) 生活衛生課 他府県 ← 各市町・事務組合 日本水道協会 ← 広域水道事業者 自衛隊 ← 災害対策本部事務局 海上保安本部 ←	
	給水車の派遣	同上	
	水道復旧工事に関する人材派遣	同上	
	医療用水の確保	水道事業者 ← 水道課 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関 (保健医療部生活衛生課)	
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町	
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部	
	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	
	他府県警察ヘリの派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署	

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p><b>第3節 情報の収集・伝達</b></p> <p><b>第2款 通信手段の確保</b></p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 内容</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 通信事業者回線等</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <b>警察電話</b></p> <p>県は、県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用することとする。 (県庁内の設置場所)</p> <p>災害対策センター（災害対策課、消防___課、災害対策本部室等）、秘書課、財政課、管財課、交通安全課、道路保全課、会計課、管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、交通事故相談室、第3号館ヘリポート</p> <p>(4) <b>携帯電話、緊急通報システム</b></p> <p>県は、幹部の公用車に携帯電話を装備し、緊急時の連絡手段を確保することとする。</p> <p>県は、災害対策本部員及び<u>防災企画局・災害対策局</u>幹部に災害など非常緊急時においても、優先的に接続される優先携帯電話を配備するほか、その他の幹部についても携帯電話の常時所持を促し、緊急時の連絡手段を確保することとする。</p> <p>県は、災害対策本部員、本部連絡員、<u>防災企画局・災害対策局</u>職員、災害待機宿舍入居者、局長、課室長等に緊急通報システムを整備し、緊急時の呼び出し等に活用することとする。</p> <p><b>第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣</b></p> <p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部</u>災</p>	<p><b>第3節 情報の収集・伝達</b></p> <p><b>第2款 通信手段の確保</b></p> <p>〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 内容</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 通信事業者回線等</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <b>警察電話</b></p> <p>県は、県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用することとする。 (県庁内の設置場所)</p> <p>災害対策センター（災害対策課、消防<u>保安</u>課、災害対策本部室等）、秘書課、財政課、管財課、交通安全課、道路保全課、会計課、管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、交通事故相談室、第3号館ヘリポート</p> <p>(4) <b>携帯電話、緊急通報システム</b></p> <p>県は、幹部の公用車に携帯電話を装備し、緊急時の連絡手段を確保することとする。</p> <p>県は、災害対策本部員及び<u>危機管理部</u>幹部に災害など非常緊急時においても、優先的に接続される優先携帯電話を配備するほか、その他の幹部についても携帯電話の常時所持を促し、緊急時の連絡手段を確保することとする。</p> <p>県は、災害対策本部員、本部連絡員、<u>危機管理部</u>職員、災害待機宿舍入居者、局長、課室長等に緊急通報システムを整備し、緊急時の呼び出し等に活用することとする。</p> <p><b>第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣</b></p> <p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、<u>県危機管理部</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;">害対策局、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関]</p> <p><b>第5節 民間事業者等との連携</b> 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局</u>〕</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 内容</b></p> <p><b>1 民間事業者への要請</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (公財)高輝度光化学研究センターへの要請 県は、対象原子力災害が発生し、以下の業務が必要となった場合は、「緊急時モニタリングの実施等における協力に関する協定」に基づき、(公財)高輝度光化学研究センターへ協力を要請することとする。</p> <p><b>第6節 専門家への協力要請</b> 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>〕</p> <p><b>第3章 円滑な応急活動の展開</b></p> <p><b>第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施</b></p> <p><b>第1款 災害広報の実施</b> 〔実施機関：<u>県企画県民部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部国際局、市町、その他関係機関</u>〕</p> <p><b>第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施</b></p> <p><b>第2款 各種相談の実施</b> 〔実施機関：<u>県企画県民部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、市町</u>〕</p>	<p style="text-align: center;">市町、消防機関]</p> <p><b>第5節 民間事業者等との連携</b> 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>〕</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 内容</b></p> <p><b>1 民間事業者への要請</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (公財)高輝度光科学研究センターへの要請 県は、対象原子力災害が発生し、以下の業務が必要となった場合は、「緊急時モニタリングの実施等における協力に関する協定」に基づき、(公財)高輝度光科学研究センターへ協力を要請することとする。</p> <p><b>第6節 専門家への協力要請</b> 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>〕</p> <p><b>第3章 円滑な応急活動の展開</b></p> <p><b>第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施</b></p> <p><b>第1款 災害広報の実施</b> 〔実施機関：<u>県総務部秘書広報室、県危機管理部、県福祉部、県産業労働部国際局、市町、その他関係機関</u>〕</p> <p><b>第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施</b></p> <p><b>第2款 各種相談の実施</b> 〔実施機関：<u>県総務部、県危機管理部、県保健医療部、市町</u>〕</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p><b>第2節 モニタリング活動の実施</b>            〔実施機関：<u>海上保安本部</u>、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県農政環境部農政企画局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県農政環境部環境管理局</u>、<u>県企業庁</u>、<u>水道事業者</u>、<u>水道用水供給事業者</u>、<u>市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>(1) 県内への影響調査</p> <p>県及び市町は、国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し県内への影響を調査することとする。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">原子力規制委員会 放射線モニタリング情報 <a href="http://radioactivity.nsr.go.jp/map/">http://radioactivity.nsr.go.jp/map/</a></p> <p><b>第3節 屋内退避等の実施</b>            〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部社会福祉局</u>、<u>県健康福祉部障害福祉局</u>、<u>県健康福祉部少子高齢局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県病院局</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>県警察本部</u>、<u>自衛隊</u>、<u>市町</u>、<u>消防機関</u>、<u>指定公共機関</u>〕</p> <p><b>第4節 災害時要援護者支援対策の実施</b>            〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部社会福祉局</u>、<u>県健康福祉部少子高齢局</u>、<u>県健康福祉部障害福祉局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県産業労働部国際局</u>、<u>市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 救助・避難誘導</p> <p>市町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者</p>	<p><b>第2節 モニタリング活動の実施</b>            〔実施機関：<u>海上保安本部</u>、<u>県危機管理部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県農林水産部</u>、<u>県環境部</u>、<u>県企業庁</u>、<u>水道事業者</u>、<u>水道用水供給事業者</u>、<u>市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>(1) 県内への影響調査</p> <p>県及び市町は、国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し県内への影響を調査することとする。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">原子力規制委員会 放射線モニタリング情報 <a href="http://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/">http://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/</a></p> <p><b>第3節 屋内退避等の実施</b>            〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県福祉部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県病院局</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>県警察本部</u>、<u>自衛隊</u>、<u>市町</u>、<u>消防機関</u>、<u>指定公共機関</u>〕</p> <p><b>第4節 災害時要援護者支援対策の実施</b>            〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県福祉部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県産業労働部国際局</u>、<u>市町</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 救助・避難誘導</p> <p>市町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>名簿_____を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。(第3節「屋内退避等の実施」参照)</p>	<p>名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。(第3節「屋内退避等の実施」参照)</p>
<p><b>第5節 交通の確保対策の実施</b> 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県国土整備部土木局</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町〕</p>	<p><b>第5節 交通の確保対策の実施</b> 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県土木部</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町〕</p>
<p><b>第6節 医療及び健康相談の実施</b> 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県病院局</u>、<u>医療機関</u>〕</p>	<p><b>第6節 医療及び健康相談の実施</b> 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県病院局</u>、<u>医療機関</u>〕</p>
<p><b>第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</b> 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県農政環境部農政企画局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県企業庁</u>、<u>水道事業者</u>、<u>水道用水供給事業者</u>、市町〕</p>	<p><b>第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</b> 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県農林水産部</u>、<u>県企業庁</u>、<u>水道事業者</u>、<u>水道用水供給事業者</u>、市町〕</p>
<p><b>第8節 県外からの避難者の受入れ</b> 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、市町〕</p>	<p><b>第8節 県外からの避難者の受入れ</b> 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、市町〕</p>
<p><b>第9節 (略)</b></p>	<p><b>第9節 (略)</b></p>
<p><b>第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応</b> 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県農政環境部環境管理局</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、<u>消防本部</u>〕</p>	<p><b>第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応</b> 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県農林水産部</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、<u>消防本部</u>〕</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p><b>第4編 災害復旧計画</b></p> <p><b>第1節 放射性物質による環境汚染への対処</b> 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県農政環境部環境管理局</u>、市町〕</p> <p><b>第2節 環境放射線のモニタリングの実施と結果の公表</b> 〔実施機関：<u>県農政環境部環境管理局</u>〕</p> <p><b>第3節 各種制限措置の解除</b> 〔実施機関：<u>県産業労働部産業振興局</u>、<u>県産業労働部国際局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>〕</p> <p><b>第4節 風評被害等の影響の軽減</b> 〔実施機関：<u>県産業労働部産業振興局</u>、<u>県産業労働部国際局</u>、<u>県産業労働部観光局</u>、<u>県農政環境部農政企画局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>〕</p> <p><b>第5節 心身の健康相談体制の整備</b> 〔実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県健康福祉部障害福祉局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県教育委員会</u>〕</p>	<p><b>第4編 災害復旧計画</b></p> <p><b>第1節 放射性物質による環境汚染への対処</b> 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県環境部</u>、市町〕</p> <p><b>第2節 環境放射線のモニタリングの実施と結果の公表</b> 〔実施機関：<u>県環境部</u>〕</p> <p><b>第3節 各種制限措置の解除</b> 〔実施機関：<u>県産業労働部（削除）</u>、<u>県産業労働部国際局</u>、<u>県農林水産部</u>〕</p> <p><b>第4節 風評被害等の影響の軽減</b> 〔実施機関：<u>県産業労働部（削除）</u>、<u>県産業労働部国際局</u>、<u>県産業労働部観光局</u>、<u>県農林水産部</u>〕</p> <p><b>第5節 心身の健康相談体制の整備</b> 〔実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県福祉部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県教育委員会</u>〕</p>

原子力等防災計画

現 行			修 正 案		
参考 用語の解説 原子力防災用語解説			参考 用語の解説 原子力防災用語解説		
行	用語	説明	行	用語	説明
あ行	安定ヨウ素剤	<p>原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。</p> <p>事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。</p>	あ行	安定ヨウ素剤	<p>原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。</p> <p>事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。</p>
	屋内退避	<p>窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原則として原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示する。緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。</p>		屋内退避	<p>窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時（削除）モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原則として原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示する。緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。</p>
	オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設の通称。</p> <p>原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。</p>		オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設の通称。</p> <p>原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。</p>
か行	外部被ばく	<p>放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から当たらない範囲に離ればそれ以上の被ばくはなくなる。</p>	か行	外部被ばく	<p>放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から当たらない範囲に離ればそれ以上の被ばくはなくなる。</p>

原子力等防災計画

現 行		修 正 案	
緊急事態応急対策	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。 具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難勧告・指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。	緊急事態応急対策	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。 具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難勧告・指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。
緊急事態区分	緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。	緊急事態区分	緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。
空間放射線量率	ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率または照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。	空間放射線量率	ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時 <u>(削除)</u> モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率または照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。
警戒事象	その時点では、 <u>公衆</u> への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。  警戒事態を判断する EAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）	警戒事象	その時点では、 <u>住民等</u> への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。  警戒事態を判断する EAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）
原子力災害医療	原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。  具体的には、トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。	原子力災害医療	原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。  具体的には、トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。

原子力等防災計画

現 行			修 正 案		
	原子力緊急事態	原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第 15 条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態。緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当。内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったときは、同法第 15 条第 2 項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」を行う。		原子力緊急事態	原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第 15 条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態。緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当。内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったときは、同法第 15 条第 2 項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」を行う。
	原子力災害合同対策協議会	内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成される。		原子力災害合同対策協議会	内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成される。
	現地事故対策連絡会議	原子力施設で原災法第 10 条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。		現地事故対策連絡会議	原子力施設で原災法第 10 条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。
	個人線量計	個人の外部被ばく線量を測定する計器。		個人線量計	個人の外部被ばく線量を測定する計器。
さ行	サーベイメータ	放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。	さ行	サーベイメータ	放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。
	除染	身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。身体の除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。避難退域時検査場所等において簡単に実施できる脱衣や拭き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」と言う。		除染	身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。身体の除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。避難退域時検査場所等において簡単に実施できる脱衣や拭き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」と言う。

原子力等防災計画

現 行			修 正 案		
	シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。		シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。
	スクリーニング	放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。		スクリーニング	放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。
た行	中性子線	原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。	た行	中性子線	原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。
	特定事象	原子力施設において <u>公衆</u> に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。施設敷地緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）		特定事象	原子力施設において <u>住民等</u> に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。施設敷地緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）
な行	内部被ばく	経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。	な行	内部被ばく	経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。
は行	避難退域時検査	原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等をされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。	は行	避難退域時検査	原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等をされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。

原子力等防災計画

現 行			修 正 案		
	ベクレル (Bq)	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。		ベクレル (Bq)	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。
	放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。  放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ(ワット数)」が放射能にあたる。		放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。  放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ(ワット数)」が放射能にあたる。
	放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子(アルファ線、ベータ線など)や高いエネルギーを持った電磁波(ガンマ線)、加速器などで人工的に作り出された X 線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。		放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子(アルファ線、ベータ線など)や高いエネルギーを持った電磁波(ガンマ線)、加速器などで人工的に作り出された X 線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う環境____モニタリングと、災害時に行う緊急__モニタリングがある。	ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う環境放射線モニタリングと、災害時に行う緊急時モニタリングがある。
	モニタリングカー	原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。		モニタリングカー	原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。
	モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境____モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。		モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境放射線モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。

原子力等防災計画

現 行			修 正 案		
英字	E A L (Emergency Action Level : 緊急時 活動レベル)	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。(別表参照)	英字	E A L (Emergency Action Level : 緊急時 活動レベル)	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。(別表参照)
	O I L (Operational Intervention Level : 運 用上の介入レベル)	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。		O I L (Operational Intervention Level : 運 用上の介入レベル)	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。
	P A Z (Precautionary Action Zone : 予防的防護 措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径 5 km の区域。		P A Z (Precautionary Action Zone : 予防的防護 措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径 5 km の区域。
	U P Z (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急防護 措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径 30km の区域。		U P Z (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急防護 措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径 30km の区域。